

県産農林水産物の魅力発信による新たな流通モデル等を活用した サプライチェーン拡大業務委託仕様書

1 委託業務名

県産農林水産物の魅力発信による新たな流通モデル等を活用したサプライチェーン拡大業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託事業の目的

県では、産地直送の農林水産物のオーダーや小ロットでの納品にきめ細やかに対応するため、効率的かつ低コストの物流の実現に向けて中小規模の農林水産事業者と県内外の飲食店やホテル等の食品関連事業者をつなぐ「新たな流通モデル」や「生産・販売・流通システム」（以下、流通モデル等とする）の構築に向けた取組を実施しているところです。

本事業では、流通モデル等取組事業者および県内の農林水産事業者や食品製造事業者（以下、県内農林水産事業者とする）、県内外のシェフ・バイヤー等が集まる機会を設け、県産農林水産物の魅力発信を通して相互に交流を深めることで、流通モデル等を活用したサプライチェーンのさらなる拡大につなげます。

<流通モデル等のイメージ>



4 契約期間

契約の日から令和8年3月19日（木）まで

5 業務委託の内容

(1) 研修・発表会および試食交流会の企画・運営

<概要>

交流内容：①研修・発表会の実施

②試食交流会の実施

開催日程：令和7年12月～令和8年2月のうち1日程度

会 場：三重県内の宴会会場・ギャラリー

参 加 者：＜流通モデル等取組事業者＞

県が指定する流通モデル等取組事業者（2 者程度）

＜県内農林水産事業者＞

県内の農林水産事業者および食品製造事業者（30 者程度）

＜シェフ・バイヤー等＞

県内外のホテル・レストラン等のシェフ、飲食関係従事者、バイヤー、メディア関係者等（50 者程度）

＜研修・発表会および試食交流会の運営＞

- ・研修・発表会および試食交流会当日の運営にかかるファシリテーターを1名選定すること。

＜会場設営＞

- ・県と協議の上、当事業の実施に適した会場を手配すること。
- ・当日の会場設営・撤去を行うこと。
- ・県が宣伝に使用できるブースを設けること。
- ・来場者に配布するためのパンフレットを県と協議の上、作成すること。パンフレットには、当日のタイムスケジュール、取扱商品名、商品説明、商品画像等を掲載すること。
- ・試食交流会参加者が試食できる設備を用意すること。
- ・会場内で必要となる電気配線等の工事については、会場の指示に従うこと。

＜研修・発表会および試食交流会に係る募集案内＞

- ・研修・発表会および試食交流会参加者の募集案内、参加申込書の様式は、受託者にて作成し、事前に県に提出すること。県で確認後、募集案内をし、参加者を集めること。
- ・参加者の決定は県と調整のうえ行うこと。
- ・参加申込に係る問合せの対応は受託者にて行うこと。

＜研修・発表会および試食交流会参加者へのアンケートの実施＞

- ・研修・発表会および試食交流会の内容および効果に関するアンケートを県と協議の上、作成・実施すること。
- ・アンケート回収後は、回答内容を整理して県に報告すること。

①研修・発表の実施

- ・以下の研修および発表について、シェフ・バイヤー等への売り込みに効果的なタイムスケジュールや進行方法を具体的に提案、実施すること。

a. 有識者による研修

県内農林水産事業者が自社産品、製品についての魅力的な情報発信を行えるよう、ブランディング等に知見のある有識者等を講師とし、ブランディングの手法や魅力的な情報発信方法等、シェフ・バイヤー等への売り込みに有意義と思われる内容の研修を実施すること。

また、講師は、②の試食交流会中に県内農林水産事業者との個別の相談会を行うこと。

b. 県内農林水産事業者による製品の紹介や取り組み内容の発表

試食交流会に食品を提供する県内農林水産事業者が自社産品、製品についての紹介や、取り組み内容等についてより効果的に発表できる場を設けること。

c. 流通モデル等取組事業者による発表

流通モデル等取組事業者による流通モデル等についてより効果的に紹介できる場を設けること。

- ・ 県と協議のうえ、講師および発表者を決定すること。
- ・ 県と協議のうえ、研修・発表・個別の相談会の内容にかかる調整や講師および発表者の手配、日程調整、連絡調整を行うこと。（講師および発表者の謝金・旅費は委託費に含めません。県の報償費支給基準および旅費規程に基づき、県が負担します。ただし、謝金は上限 30 万円まで、講師旅費は上限 15 万円までとします。）
- ・ 講師および発表者への対応、司会進行等、研修運営にかかる一切の業務を行うこと。

②試食交流会の実施

- ・ シェフ・バイヤー等への訴求力が高い試食交流会の形式動線・運営方法等について、具体的に提案、実施すること。
- ・ 県内農林水産事業者のうち 10 者程度の事業者の食材を活用すること。
- ・ 試食交流会参加者との連絡調整や問合せ対応を行うこと。
- ・ 試食交流会の運営総括を行うこと。スタッフの手配も委託業務に含みます。
- ・ 交流会開催中は参加者のフォローのため、現地にスタッフを駐在させること。
- ・ 県内農林水産事業者および流通モデル等取組事業者に対して、シェフ・バイヤー等の感想の伝達等、適切なフォローを行うこと。

（２）事業実施報告書の作成

受託事業活動を記録するとともに、全体を総括し、考察した内容を記載すること。

記載内容には、以下の内容を織り込むこととする。なお、事業実施報告書は、正本 1 部のほか電子データにより提出すること。

- ・ 研修・発表の検証
- ・ 試食交流会の検証
- ・ アンケート結果の内容

7 著作物の利用および著作権

- (1) 本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）および成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、委託者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで委託者に譲渡すること。
- (3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において委託者および委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において委託者および委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 委託者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1) の規定に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2) の規定に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) および (7) に規定する著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価および経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

8 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者および作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者および作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者および作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証

等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

9 納品する成果品

以下の資料を令和8年3月19日（木）までに、フードイノベーション課に紙媒体2部および電子媒体（USBメモリ等）1式で提出して下さい。

- （1）事業実績報告書（A4版・カラー）
- （2）本業務において制作された資料等
- （3）その他、県が成果品として提出を求めるもの

10 監督および検査

契約条項の定めるところによる。

11 委託料の支払い方法および支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

- （1）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- （2）契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

15 その他、受託上の留意点

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書および仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県との協議で決定するものとする。その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- (2) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業および経費の執行に努めること。
- (3) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(1)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類および通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (4) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成および議事録等の作成を行うこと。
- (5) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (6) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (7) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (8) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
- (9) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条および第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。
- (10) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項および仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (11) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託事業を延期又は中止することがある。
- (12) 事業の実施に必要な機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。
- (13) 事業実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。

16 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 地産地消・ブランド推進班

担当 中濱、菰方

TEL : 059-224-2395

E-mail : foods@pref.mie.lg.jp